

千葉市公告第173号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月8日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木達也

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市立本町小学校外9校給食室冷暖房設備導入に係る設計施工支援業務委託

(2) 契約概要

仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市中央区本町2丁目6番23号外9か所

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年8月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

なお、本業務を受託したものは、公告第172号「千葉市立本町小学校外9校給食室冷暖房設備賃貸借」を受注することはできない。(下請負を含む)

(1) 令和2・3年度千葉市委託等入札参加資格者名簿または千葉市測量・コンサルタント

入札参加資格者名簿の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 以下の実績を有する者。

国又は地方公共団体と、以下のいずれかの業務を含む事業の契約を締結し、平成28年4月1日から令和3年3月8日までに誠実に履行を完了した実績を有する者。(契約書及び仕様書など履行実績が確認できる書類の写しを提出すること。)

- ・冷暖房設備（空調設備）または空調設備を含む工事等における事業者選定支援業務
- ・冷暖房設備（空調設備）または空調設備を含む工事等における質疑回答支援業務

(4) 別紙「技術者配置予定申告書」(様式第3号)の提出ができる者。

3 契約事務担当課

〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー11階
千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課
電話 043-245-5945
電子メール hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配付 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク

(https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu_joho/anzen/itaku/index.html) 等事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等 公告の日から令和3年3月12日(金)までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後4時30分まで)。

5 入札説明書等の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク

(https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu_joho/anzen/itaku/index.html) 等事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和3年3月29日(月)午前10時00分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所 千葉ポートサイドタワー12階 入札室

(3) 入札方法 総価で行う。

(4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 最低制限価格 有

(6) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、最低制限価格に満たない応札をした者は失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等の閲覧 千葉市契約規則等は、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。
- (5) 詳細は入札説明書による。